

令和8年度 児童生活指導員 募集要項

職務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保護児童の生活・学習指導及び行動観察等に関する業務 ・一時保護施設等の巡視並びにこれらの保全及び管理に関する業務 ・緊急事態に対する応急措置及び緊急連絡に関する業務 ・業務日誌の記録・保管及び必要事項の報告に関する業務 ・その他所属長が指示する業務
募集人員	1人
募集対象	<p>以下の条件を満たしている方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 満18歳以上である者 2 教育機関，相談機関，児童福祉施設等での勤務経験がある者 <p>なお，以下に該当する方は，応募できませんので御了承ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 禁錮以上の刑に処せられ，その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 2 鹿児島県職員として懲戒免職の処分を受け，当該処分の日から2年を経過しない者 3 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し，又はこれに加入した者
勤務時間	<ol style="list-style-type: none"> 1 勤務時間 週37時間5分以内 2 勤務日 土曜日，日曜日，祝日及び12月29日～翌年1月3日にも勤務日を割り振ります。 3 勤務時間 <ol style="list-style-type: none"> ①夜勤（月12回程度） <ol style="list-style-type: none"> ア 午後5時00分～翌午前8時30分（休憩60分，仮眠120分） イ 午後5時00分～翌午前8時30分（休憩20分，仮眠480分） ②日勤（月3回程度） <ol style="list-style-type: none"> 午前8時30分～午後5時00分（休憩60分） ※ 所定勤務時間を超える勤務 原則として無 4 休暇 年次有給休暇，特別休暇（有給・無給）
勤務地	<p>鹿児島市桜ヶ丘6丁目12番 鹿児島県中央児童相談所 ※任期中において変更ありません</p>
任用期間	<p>令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ※ 採用後，原則として1月間は条件付採用期間となります。</p>
報酬支払日	原則として毎月21日（当月支払）

報酬等	<ol style="list-style-type: none"> 1 基本となる報酬 月額：212,370円 2 加えて支給される報酬 特殊勤務手当に相当する報酬 法令に規定する特殊な勤務に従事した時間数に応じて、時間額355円が支給されます。 3 期末手当及び勤勉手当 勤務時間や任用期間等に係る一定の要件を満たす場合に支給されます。 4 通勤にかかる費用弁償 一定の要件を満たす場合に支給されます。
退職金制度	無
加入保険等	<ol style="list-style-type: none"> 1 雇用保険 有 2 社会保険（地方職員共済組合（健康保険）・厚生年金保険） ただし、勤務時間や任用期間等に係る一定の要件を満たす場合に対象となります。 3 災害補償制度 有
住 宅	無
応募方法	<ul style="list-style-type: none"> ・市販の履歴書（写真貼付，学歴及び職歴，志望動機を明記。）により，下記宛先まで，持参又は郵送にて提出してください。 （応募期間：令和8年3月27日（金）午後5時15分まで。） ※ 郵送の場合は，令和8年3月27日（金）必着とします。 ・書類選考の上，順次，面接日時等を連絡します。 ・応募期間にかかわらず，採用者が決定次第，募集を締め切らせていただく場合がありますので，あらかじめ御了承ください。 ・選考の経過などについての問合せには応じられないものがありますので，あらかじめ御了承ください。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・いただいた応募に関する個人の情報は，本募集・採用に関することにのみ使用し，応募の秘密については厳守します。 ・地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として採用します。 ・勤務成績が良好で一定条件を満たした場合，翌年度及び翌々年度において，公募によらず面接及び勤務成績により選考を行い，再度任用されることもあります。 ・原則，敷地内禁煙です。（喫煙は，特定屋外喫煙場所のみ可能です。）

書類提出先及び問合せ先
〒891-0175
鹿児島市桜ヶ丘6丁目12番
鹿児島県中央児童相談所
総務課
担当 金氣
TEL099-264-3003